

令和4年第7回常陸太田市議会定例会会議録

令和4年12月1日（木）

議事日程（第1号）

令和4年12月1日午前10時開議

日程第 1 会期の決定

日程第 2 議案第90号 ふるさと常陸太田寄附条例の一部改正について

議案第91号 常陸太田市診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第92号 常陸太田市立幼稚園設置条例の一部改正について

議案第93号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について

議案第94号 常陸太田市里美地区学校建設基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について

議案第95号 常陸太田市ふれあいほーむの設置及び管理に関する条例の廃止について

議案第96号 常陸太田市高齢者生産活動センターに係る指定管理者の指定について

議案第97号 常陸太田市天下野診療所に係る指定管理者の指定について

議案第98号 常陸太田市里美歯科診療所に係る指定管理者の指定について

議案第99号 常陸太田市営里美斎場に係る指定管理者の指定について

議案第100号 常陸太田市水府竜神観光施設、水府ふるさとセンター、水府竜神ふるさと村、水府観光物産館及び水府竜の里公園に係る指定管理者の指定について

議案第101号 常陸太田市里美カントリー牧場、里美温泉保養センター及び総合交流ターミナルに係る指定管理者の指定について

議案第102号 常陸太田市西金砂そばの郷及び西金砂湯けむりの郷に係る指定管理者の指定について

議案第103号 常陸太田市農畜産物等加工施設に係る指定管理者の指定について

議案第104号 常陸太田市西山研修所に係る指定管理者の指定について

議案第105号 土地の取得について

議案第106号 字の区域の変更について

議案第107号 排水ポンプ車購入の契約について

日程第 3 議案第108号 令和4年度常陸太田市一般会計補正予算（第9号）について

議案第109号 令和4年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

- 議案第110号 令和4年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第2号）について  
 議案第111号 令和4年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について  
 議案第112号 令和4年度常陸太田市簡易水道事業会計補正予算（第2号）について  
 議案第113号 令和4年度常陸太田市下水道事業等会計補正予算（第3号）について
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定  
 日程第 2 議案第90号ないし議案第107号（一括上程・提案理由説明）  
 日程第 3 議案第108号ないし議案第113号（一括上程・提案理由説明）
- 

出席議員

7番	藤田謙二	議長	8番	深谷涉	副議長
1番	石川剛	議員	2番	根本仁	議員
3番	嶋志田悟	議員	4番	森山一政	議員
5番	小室信隆	議員	6番	菊池勝美	議員
9番	平山晶邦	議員	10番	益子慎哉	議員
11番	深谷秀峰	議員	12番	高星勝幸	議員
13番	成井小太郎	議員	14番	茅根猛	議員
15番	後藤守	議員	16番	高木将	議員
17番	宇野隆子	議員			

---

説明のため出席した者

宮田達夫	市長	田中慈和	副市長
石川八千代	教育長	綿引誠二	政策推進室理事
武藤範幸	総務部長	岡部光洋	企画部長
高木道安	市民生活部長	柴田道彰	保健福祉部長
岡田和也	農政部長	根本晋	商工観光部長
高橋学	建設部長	柴田雅美	会計管理者
畠山卓也	上下水道部長	大関正幸	消防長
西野保	教育部長	榊一行	農業委員会事務局長
綿引久雄	秘書課長	富山晴美	総務課長
井坂光利	監査委員		

---

事務局職員出席者

根 本 勝 則 事 務 局 長 富 田 弘 明 次長兼議事係長

---

午前 10 時開会

○藤田謙二議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は 17 名であります。

よって、定足数に達しております。

これより令和 4 年第 7 回常陸太田市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

会議録署名議員の指名

○藤田謙二議長 会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員には、会議規則第 88 条の規定により

6 番 菊 池 勝 美 議 員 15 番 後 藤 守 議 員  
の両名を指名いたします。

---

諸般の報告

○藤田謙二議長 諸般の報告を行います。

最初に、議長会の経過についてご報告いたします。去る 11 月 17 日、東京において全国市議会議長会地方財政委員会が開催されました。会議内容については、タブレットに格納してありますのでご承知願います。

次に、教育委員会から、令和 4 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、監査委員から、令和 4 年 10 月、11 月の例月現金出納検査の結果についてが提出されておりますのでご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、「地方自治法」第 121 条の規定により、提出案件説明のため、次の者を議場に出席するよう要求いたしましたので、ご報告いたします。

市 長	宮 田 達 夫 君	副 市 長	田 中 慈 和 君
教 育 長	石 川 八 千 代 君	政策推進室理事	綿 引 誠 二 君
総 務 部 長	武 藤 範 幸 君	企 画 部 長	岡 部 光 洋 君
市民生活部長	高 木 道 安 君	保 健 福 祉 部 長	柴 田 道 彰 君
農 政 部 長	岡 田 和 也 君	商 工 観 光 部 長	根 本 晋 君
建 設 部 長	高 橋 学 君	会 計 管 理 者	柴 田 雅 美 君
上下水道部長	畠 山 卓 也 君	消 防 長	大 関 正 幸 君
教 育 部 長	西 野 保 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	榎 一 行 君

秘書課長 綿引久雄君  
監査委員 井坂光利君  
以上、19名でございます。

総務課長 富山晴美君

市長挨拶

○藤田謙二議長 この際、市長より招集のご挨拶を願います。市長。

〔宮田達夫市長 登壇〕

○宮田達夫市長 皆さん、おはようございます。令和4年第7回市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご参集を賜りまして、お礼を申し上げます。日頃から議員の皆様には、市政の進展と円滑なる運営のために格別なるご高配を賜り、深く感謝を申し上げる次第でございます。

また、9月定例会において継続審査となりました議案第85号につきましては、閉会中に慎重かつ熱心なご審議をいただいておりますこと、重ねまして感謝を申し上げます。

今朝ほど藤田議長、深谷副議長が来庁されまして、公共下水道事業における不適切事案に関する要望書を受領いたしました。内容でございますが、1つとしまして、今回の不適切事案について猛省を求めるとともに、今後の事業運営に当たってはチェック体制の見直しを行い、その確立・強化を全庁を挙げて図ること。2つ目、事務事業の適正な執行及び議会の監視機能強化につなげるため、事業別予算書の導入など、事務事業の執行環境の充実・改善を図ることとございました。私は、今回の要望を真摯に受け止め、職員一丸となって再発防止に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、昨夜、市内で発生いたしました停電についてご報告をいたします。原因は、佐都地区の電柱に設置をしております電力の開閉器の不具合によるもので、市内1,310世帯において停電が発生いたしました。東電によりますと、開閉器が完全にダウンすれば場所の特定ができるものの、今回の開閉器の通電は通電をしたりダウンをしたりを繰り返したということで、特定が遅れたとのこととございました。復旧までに2時間半を要することになりました。

停電による下水道施設ポンプの停止に伴い、溢水のおそれが見込まれましたため、上下水道部が待機をしたところですが、想定した事態には至らずに済んだところでございます。

次に、市の秋のイベントについてご報告をいたします。

11月27日に金砂郷けんちん村まつりが4年ぶりに開催され、約2,500人の方にご来場いただきました。けんちん汁の食べ比べコーナーには、市民グループや飲食店など9店舗が出店し、訪れた多くの方が舌鼓を打ちました。

また、同日には第29回常陸太田市民ふれあいコンサートが3年ぶりに開催されました。音楽を愛好する市民の方々や、常陸太田少年少女合唱団、太田中・太田一高の吹奏楽部、市民吹奏楽団による生演奏が披露され、観客からは惜しみのない拍手が送られておりました。特に、カウンターテナーとして活躍されている本市出身の木名瀬遥介さんがすばらしい歌声を披露され、会場を魅了しておりました。

今週末には、茨城デスティネーションキャンペーン特別企画として、竜神大吊橋でこたつに入りながら星空と料理を楽しむコタツで星空観賞会が、また、スラックラインのトッププレイヤーが竜神橋に張られた350メートルのラインで日本記録に挑戦するスラックラインイベント、ハイラインJam!が開催されます。

12月11日には、鯨ヶ丘商店街で12月倉を開催する予定でございます。今年は、行政や商工会も連携し、本市がホームタウンとなった水戸ホーリーホックの参加に加え、フレイル予防事業の周知や電動キックボードの活用によるにぎわい創出などにも取り組んでいく予定でございます。

今後も、このような祭りやイベントの開催を通し、国内の観光需要に加え、インバウンド需要も積極的に取り込み、常陸太田市の活性化に取り組んでまいります。

次に、常陸太田フェア&商談会についてでございます。

明日、金曜日から20日の火曜日にかけて、東京都新宿区の飲食店におきまして、市内産農産物の販路拡大と貨客混載事業の取扱量拡大を目的にフェアを実施いたします。また、12月14日には、飲食店や小売店などの事業者を対象とした試食商談会を実施いたします。当該事業を展開することによりまして、農家の所得向上を目指してまいります。

次に、令和5年1月7日の任期満了に伴う茨城県議会議員一般選挙についてでございますが、明日告示され、11日に執行される予定です。12月3日から10日まで期日前投票を実施いたしますが、若年層の政治参加意識の促進及び投票率向上を目的としまして、12月5日に太田第一高等学校、12月8日に太田西山高等学校において期日前投票を実施いたします。バスを活用した移動期日前投票所と併せ、利便性及び投票率の向上に努めてまいります。

さて、本定例会に提案をさせていただきます案件でございますが、条例の一部改正3件、関係条例の整備1件、条例の廃止2件、公の施設に係る指定管理者の指定9件、土地の取得1件、字の区域変更1件、物品購入契約1件、令和4年度補正予算6件、合せまして24件でございます。

なお、補正予算につきましては、燃料価格の高騰により、行政施設に係る電気・ガス代の予算に不足が見込まれることに伴う光熱水費の追加、及び、スマートフォンを初めて購入する65歳以上の方を対象とした購入費用等の助成件数が見込みを上回ったことに伴う助成金の追加等を計上しております。

また、会期中に、人事院勧告に基づく、国に準じた給与条例等の一部改正及びこれに伴う補正予算について、国会審議の状況を踏まえまして追加提案をしてまいりたいと考えておりますので、併せまして、よろしくお願ひ申し上げます。

各議案の提案理由につきましては、議題となりましたときに、副市長、担当部長よりご説明をさせていただきます。議員の皆様には慎重なるご審議の上、適切にご議決を賜りますようお願いを申し上げます。開会に当たりましての挨拶といたします。

---

○藤田謙二議長 本日の議事日程は、議事日程表のとおりといたします。

---

日程第1 会期の決定

○藤田謙二議長 日程第1, 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、会期予定表のとおり、本日から12月15日まで15日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田謙二議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月15日まで15日間と決定いたしました。

日程第2 議案第90号ないし議案第107号

○藤田謙二議長 次、日程第2, 議案第90号ふるさと常陸太田寄附条例の一部改正について、議案第91号常陸太田市診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第92号常陸太田市立幼稚園設置条例の一部改正について、議案第93号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について、議案第94号常陸太田市里美地区学校建設基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について、議案第95号常陸太田市ふれあいほ一むの設置及び管理に関する条例の廃止について、議案第96号常陸太田市高齢者生産活動センターに係る指定管理者の指定について、議案第97号常陸太田市天下野診療所に係る指定管理者の指定について、議案第98号常陸太田市里美歯科診療所に係る指定管理者の指定について、議案第99号常陸太田市宮里美斎場に係る指定管理者の指定について、議案第100号常陸太田市水府竜神観光施設、水府ふるさとセンター、水府竜神ふるさと村、水府観光物産館及び水府竜の里公園に係る指定管理者の指定について、議案第101号常陸太田市里美カントリー牧場、里美温泉保養センター及び総合交流ターミナルに係る指定管理者の指定について、議案第102号常陸太田市西金砂そばの郷及び西金砂湯けむりの郷に係る指定管理者の指定について、議案第103号常陸太田市農畜産物等加工施設に係る指定管理者の指定について、議案第104号常陸太田市西山研修所に係る指定管理者の指定について、議案第105号土地の取得について、議案第106号字の区域の変更について、議案第107号排水ポンプ車購入の契約について、以上18件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔田中慈和副市長 登壇〕

○田中慈和副市長 提案者に代わりまして、ご説明いたします。

スケジュール上、本日12月1日の欄をタップいただきまして、10時、第7回市議会定例会（開会）を再度タップお願い申し上げます。

本日の資料一覧中、ファイル名01議案書（議案第90号から議案第107号）をお開きいただき、令和4年第7回市議会定例会提出議案の資料をご覧願います。

4ページをご覧願います。

議案第90号は、ふるさと常陸太田寄附条例の一部改正についてでございます。

提案理由ですが、企業版ふるさと納税寄附金制度による寄附金につきまして、ふるさと常陸太田基金に積み立て有効活用を図るため、本条例の一部改正を行うものでございます。

まず、本条例の改正でございますが、ふるさと納税への取組強化の一環として進めておりました企業版ふるさと納税制度につきまして、当該制度の導入に必要となります常陸太田市地域再生計画が去る11月11日に内閣府の認定を受けましたことから、当該寄附金の有効活用に向けた条例の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

恐れ入りますが、6ページをご覧ください。

改正案第2条につきましては、企業版ふるさと納税制度の導入に伴い、寄附金の種類の規定を新設し、第1号に個人版ふるさと納税寄附金を、第2号に企業版ふるさと納税寄附金をそれぞれ規定いたします。

次に、事業の種類を規定しておりました旧第2条を新たに第3条とし、同条に第2項として、企業版ふるさと納税寄附金を財源とする事業は、常陸太田市まち・ひと・しごと創生推進事業、いわゆる、まち・ひと・しごと創生総合戦略に記載する事業と規定いたします。

次に、旧第3条を新たに第4条とし、同条に第3項として、企業版ふるさと納税寄附金の使途指定についての規定をいたします。

なお、これら条項の新規追加により、字句の修正、条の繰下げ及び引用条項の整理を行っておりますので、後ほどご覧おきます。

恐れ入りますが、5ページにお戻り願います。

附則でございますが、本条例は公布の日から施行するものでございます。

議案第90号については、以上でございます。

続きまして、8ページをご覧ください。

議案第91号は常陸太田市診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由ですが、常陸太田市天下野診療所の運営を見直すため、本条例の一部改正を行うものでございます。

天下野診療所を管理している医師が令和4年度末で退職しますことから、指定管理者の市医師会と、天下野診療所の存続に向けて調整を行ってまいりましたところ、診療日及び診療時間の時間を見直すこととなったための改正でございます。

改正内容につきましては、10ページをご覧ください。

常陸太田市診療所の設置及び管理に関する条例新旧対照表となります。

条例中別表第1の診療日と診療時間についての改正でございます。

診療日につきましては、現行の月曜日から土曜日を火曜日、木曜日、金曜日、第3、第5土曜日を除く土曜日に変更いたします。

また、診療時間につきましては、月曜日から金曜日は午前9時から午後0時30分まで、午後は2時から5時30分まで、土曜日は午前9時から午後0時30分までとしていましたところ、

改正案は、いずれの診療日も午後0時30分から午後2時30分までとなります。

議案第91号につきましては、以上でございます。

続きまして、11ページをご覧ください。

議案第92号は、常陸太田市立幼稚園設置条例の一部改正についてでございます。

提案理由ですが、令和5年3月31日をもって、常陸太田市立世矢幼稚園及び常陸太田市立久米幼稚園を閉園することから、本条例の一部改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、13ページをご覧ください。

常陸太田市立幼稚園設置条例の新旧対照表となります。

条例の別表中、常陸太田市立世矢幼稚園及び常陸太田市立久米幼稚園の項を削るものでございます。

なお、本条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

議案第92号は以上でございます。

続きまして、14ページをご覧ください。

議案第93号は、「地方公務員法」の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備についてでございます。

提案理由ですが、「地方公務員法」の一部を改正する法律が令和3年6月11日に公布され、令和5年4月1日から施行されるため、関係条例の整備を行うものでございます。

内容につきましては、別ファイルの資料によりご説明いたします。

恐れ入りますが、タブレットの左上、戻る、または、その隣のリストと表示されたところをタップいただきまして、ファイル名【附属資料】議案第93号をタップしていただきまして、令和4年第7回市議会定例会、議案第93号資料、定年引上げに伴う職員の勤務体制の見直しについてをご覧ください。

初めに、1、趣旨については、先ほどご覧いただきました提案理由と同様でございます。

次に、2、主な改正内容でございます。

初めに、(1)定年の段階的引上げについてですが、下表のとおり、現行の定年60歳を来年5年度末退職者から2年ごとに1歳ずつ引き上げ、令和13年度末退職者からは65歳とするものでございます。

次に、(2)役職定年制(管理監督者上限年齢制)の導入ですが、60歳以降は原則として管理監督職に就けないとするものでございます。ただし、管理監督職の欠員補充が容易でない場合に限り、最長3年の例外を規定しております。

次に、(3)60歳に達した職員の給与ですが、60歳時点の俸給月額の70%となります。

次に、(4)多様な働き方の推進ですが、60歳以降の多様な働き方が可能となるよう、フルタイム勤務に加え、①定年前再任用短時間勤務制と②暫定再任用制度を導入いたします。

初めに、①定年前再任用短時間勤務制ですが、60歳から引き上げていきます定年年齢に達する年度までに退職する職員につきまして、本人の希望により、週15時間30分から31時間までの範囲内の短時間勤務を可能とするものでございます。



次に、令和13年度までの措置である②暫定再任用制度ですが、定年を段階的に引き上げる経過措置として、65歳まで再任用できる現行の再任用制度の仕組みを措置するものでございます。勤務時間につきましては、フルタイムまたは週15時間30分から31時間の範囲内の短時間勤務によるものでございます。

次に、(5)情報提供意思確認制度ですが、60歳以降の勤務制度の内容を対象職員に情報提供した上で、勤務の意思確認を行うものでございます。

3、施行期日につきましては、令和5年4月1日としております。

議案第93号は、以上でございます。

現在開いていただいておりますファイルにつきましては、タブレット左上の戻るをタップいただき、先ほどご覧いただいておりますファイル名01議案書(議案第90号から議案第107号)にお戻りいただきまして、議案書の72ページをお開き願います。

議案書72ページでございます。

議案第94号は、常陸太田市里美地区学校建設基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止についてでございます。

提案理由ですが、基金の運用を終了するため本条例を廃止するものでございます。

本基金につきましては、平成16年に設置され、里美小中学校の建設及び地方債の償還に充当してきましたが、本年度で基金残高がなくなり、今後は一般会計から地方債を償還することとなります。このため基金を維持する必要性がなくなることから、廃止させていただくものです。

なお、本条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

議案第94号は以上でございます。

続きまして、74ページをご覧ください。

議案第95号は、常陸太田市ふれあいほ一むの設置及び管理に関する条例の廃止についてでございます。

提案理由でございますが、本年9月30日付で、常陸太田市ふれあいほ一むの入居者がいなくなりましたことから、本施設の用途廃止をするため、本条例につきましても廃止するものでございます。

75ページをご覧ください。

附則にございますとおり、第1項で、本条例の公布の日から施行することとし、第2項におきまして、常陸太田市重要な公の施設に関する条例から本施設を削除するものでございます。

議案第95号は以上でございます。

続きまして、76ページをご覧ください。

議案第96号から議案第104号につきましては、公の施設の指定管理者の指定についてでございます。

提案理由でございますが、「地方自治法」第244条の2第6項の規定により、指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、別ファイルの資料により一括してご説明いたします。

恐れ入りますが、タブレット左上の戻る、または、その隣のリストと表示されたところをタップいただきまして、ファイル名【附属資料】議案第96号から議案第104号をタップいただき、令和4年第7回市議会定例会、議案第96号から第104号資料、公の施設に係る指定管理者の指定についてをご覧ください。

1は、事業者募集等の状況でございます。今回の対象となります施設は、本年度末をもって指定管理期間が満了する公の施設となり、議案第96号の常陸太田市高齢者生産活動センターから、議案第104号の常陸太田市西山研修所の16施設となります。

このうち、議案第104号の常陸太田市西山研修所につきましては、本年9月30日から10月25日まで公募し、現在の指定管理者以外からの応募はございませんでした。

また、議案第96号から第103号までの15施設につきましては、常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、非公募施設といたしました。その理由でございますが、議案第96号及び第99号から第103号までの13施設につきましては、同条例第4条第1項第2号の規定により、地域の団体の特性を活かすことで、より事業効果が期待できるものと認められましたことから、また、議案第97号及び第98号の2施設につきましては、同条例第4条第1項第1号の規定により、当該施設の性格及び機能により公募することが適さないと認められますことから、非公募施設といたしました。

なお、指定管理予定者の選定につきましては、右の表の右側、選定欄にございますように、本年11月2日及び7日に指定管理者選定委員会を開催し、審査基準にございますご覧の5項目の基準により審議の上、選定したところでございます。

2は、指定管理予定者の概要等でございます。

まず、議案第96号の常陸太田市高齢者生産活動センターは、公益社団法人常陸太田市シルバー人材センターを指定管理予定者とするものでございます。指定期間につきましては、維持管理が主たる業務のため、本来3年間とするところです。しかしながら、高齢者生産活動センターは昭和55年に建設され、老朽化、及び、現在の耐震基準を満たしていないなどの理由により、市公共施設等再配置計画において、施設の機能移転を検討しておりますことから、令和5年4月1日から1年間としてございます。

議案第97号の常陸太田市天下野診療所は、一般社団法人常陸太田市医師会を指定管理予定者とするものでございます。指定期間につきましては、施設の維持管理と診療業務を一体的に実施する施設であるため、本来5年間とするところです。しかしながら、天下野診療所を管理している医師が令和4年度末で退職することとなりましたことを受け、指定管理者の市医師会と、天下野診療所の存続に向けて調整を行ってまいりましたところ、診療助及び診療時間を見直すことになったため、今後の運営状況の検証も考慮し、令和5年4月1日から1年間としてございます。

議案第98号の常陸太田市里美歯科診療所は、常陸太田市歯科医師会を指定管理予定者とするものでございます。指定期間につきましては、施設の維持管理と診療業務を一体的に実施する施設であることから、令和5年4月1日から5年間としてございます。

議案第99号の常陸太田市宮里美斎場、議案第101号の常陸太田市里美カントリー牧場、里

美温泉保養センター，総合交流ターミナル，及び，議案第103号の常陸太田市農畜産物等加工施設は，一般財団法人里美ふるさと振興公社を指定管理予定者とするものでございます。指定期間につきましては，指定管理予定者となる同公社が平成29年に策定した経営健全化計画に基づき昨年度末まで事業を実施したところであり，引き続き経営状況を注視する観点から，令和5年4月1日から2年間としてございます。なお，指定期間につきましては，本来，市営里美斎場や農畜産物等加工施設は，製造や維持管理業務を主たる業務として行う施設であることから3年間，里美カントリー牧場，里美温泉保養センター，総合交流ターミナルは，施設の維持管理業務とソフト事業を一体的に実施する施設であることから5年間としているところです。

続きまして，議案第100号の常陸太田市水府竜神観光施設，水府ふるさとセンター，水府竜神ふるさと村，水府観光物産館，水府竜の里公園は，株式会社水府振興公社を指定管理予定者とするものでございます。指定期間につきましては，施設の維持管理とソフト事業を一体的に実施する施設であることから，令和5年4月1日から5年間としてございます。

議案第102号の常陸太田市西金砂そばの郷，西金砂湯けむりの郷につきましても，株式会社水府振興公社を指定管理予定者とするものでございます。指定期間につきましては，施設の維持管理とソフト事業を一体的に実施する施設であることから，本来5年間とするところです。しかしながら，施設の老朽化の進行及び利用者の減少により，施設の在り方を見極める必要があることから，令和5年4月1日から1年間としてございます。

議案第104号の常陸太田市西山研修所は，特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会を指定管理予定者とするものでございます。指定期間につきましては，施設の維持管理とソフト事業を一体的に行う施設であることから，本来5年間とするところです。しかしながら，西山研修所の新館は昭和45年に建設され，老朽化が進んでおり，今後の施設の維持管理について検討を行う必要があることから，令和5年4月1日から3年間としてございます。

最後になりますが，参考といたしまして，各指定管理施設に充てる債務負担行為設定額，各指定管理予定者の主な実績及び過去3年間の財政状況について記載してございますので，後ほどご覧をお願いします。

議案第96号から議案第104号までについては，以上でございます。

現在お開きいただいているファイルにつきましては，タブレット左上の戻るをタップいただき，先ほどご覧いただいております，ファイル名01議案書（議案第90号から議案第107号）にお戻りいただきまして，議案書の85ページをお開き願います。85ページでございます。

議案第105号は，土地の取得についてでございます。東部土地区画整理事業地内に土地を取得するため，「地方自治法」第96条第1項第8号の規定により，議会の議決を求めるものでございます。なお，本件につきましては，10月の臨時議会でご審議いただきました補正予算に関するもので，当該用地に官民連携複合施設の建設を予定するものでございます。

恐れ入りますが，86ページ，別紙，土地の表示一覧をご覧ください。

東部土地区画整理事業地内の土地については，「土地区画整理法」の規定により，現在，仮換地の土地となっておりますことから地番がなく，一覧表の左側の列に記載のとおり画地番号で表

示しております。また、土地の売買契約については、仮換地前の従前地での契約となりますことから、当該画地番号に該当する従前地の所在地番及び地籍について、一覧表の右側の列に表示しております。

今回、土地の取得を予定しておりますのは、東部土地区画整理事業、街区番号3の1、画地番号21番から42番まで、全22筆、地積合計1万5,320平方メートルでございます。

これらに対応します、従前地の所在地番は、全24筆、地積合計は3万1,399平方メートルでございます。

87ページに、参考として土地取得位置図を記載しておりますので、ご覧おき願います。

85ページにお戻り願います。

2、取得価格でございますが、3億4,270万5,100円でございます。

3、契約の相手方でございますが、常陸太田市東部土地区画整理事業3の1街区、21画地ほか21筆の該当地権者22名でございます。なお、個人情報保護の観点から、個人名については、伏せさせていただいております。

議案第105号につきましては、以上でございます。

続き続きまして、88ページをご覧ください。

議案第106号は、字の区域の変更についてでございます。

提案理由でございますが、県営小目地区土地改良事業が施行されたことから、字の区域を変更するため、「地方自治法」第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

変更箇所につきましては、位置図、区域明細図及び字改変更概要図によりご説明いたします。

恐れ入りますが、93ページの小目地区位置図をご覧ください。

こちらは、今回の県営小目地区土地改良事業により整備した区域の位置図でございます。

続きまして、94ページの区域明細図をご覧ください。

図面中、黒線太枠内が整備した区域でございまして、旧字界につきましては、黒線細枠により記載してございます。今回変更する新たな字界は、赤線により記載してございます。

また、95ページの字界変更概要図をご覧ください。

字が変更となる区域につきましては、凡例にお示ししたとおり、従前の区域及び字名が緑色、新しい区域及び字名が青色により区分してございますので、後ほどご覧おき願います。

議案第106号につきましては、以上でございます。

続きまして、96ページをご覧ください。

議案第107号は、排水ポンプ車購入の契約についてでございます。

本年10月26日付で、一般競争入札に付した排水ポンプ車購入について、購入契約を締結するため、「地方自治法」第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的は排水ポンプ車購入。

2、契約の方法は一般競争入札による契約。

3、契約の金額は4,587万円。

4、契約の相手方は、茨城県つくば市東新井8番10の株式会社第一テクノ茨城営業所所長、江崎達也でございます。

97ページに、今回購入する排水ポンプ車の概要がございますので、後ほどご覧おき願います。

なお、納入期限につきましては、議案第108号令和4年度常陸太田市一般会計補正予算（第9号）の継続費の設定と併せまして、ご説明申し上げます。

提出議案に係る私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○藤田謙二議長 説明は終わりました。

日程第3 議案第108号ないし議案第113号

○藤田謙二議長 次、日程第3、議案第108号令和4年度常陸太田市一般会計補正予算（第9号）について、議案第109号令和4年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第110号令和4年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第2号）について、議案第111号令和4年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第112号令和4年度常陸太田市簡易水道事業会計補正予算（第2号）について、議案第113号令和4年度常陸太田市下水道事業等会計補正予算（第3号）について、以上6件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔田中慈和副市長 登壇〕

○田中慈和副市長 提案者に代わりまして、ご説明いたします。恐れ入りますが、ファイル名02補正予算書（議案第108号から議案第113号）のフォルダをお開きいただきまして、1ページをご覧ください。

私からは、議案第108号及び議案第109号の2件についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

議案第108号は、令和4年度常陸太田市一般会計補正予算（第9号）でございます。

3ページをご覧ください。

第1条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億6,880万1,000円を追加し、総額を273億9,181万3,000円とするものでございます。

第2条で、継続費の補正、第3条で、債務負担行為の補正を行っております。

主な補正内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、12ページをご覧ください。

歳入でございます。

1段目の13款分担金及び負担金の補正につきましては、歳出予算において補正をいたしません工業用水道事業会計に対する補助金の財源として、常陸大宮市から宮の郷工業団地施設管理費の負担金46万5,000円を追加するものでございます。

2段目の15款1項国庫負担金313万8,000円、4段目の16款1項県負担金156万9,000円、及び5段目の同款2項県補助金83万4,000円の補正につきましては、歳出予算に

において補正をいたします施設型給付費の財源として追加するものでございます。

恐れ入りますが、3段目にお戻りいただき、15款2項1目総務費国庫補助金の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しまして、歳出予算において補正をします土地改良区等農業水利施設維持費支援金の財源として、306万7,000円を追加するものでございます。

同款同項3目衛生費国庫補助金の補正につきましては、来年4月から、保険医療機関等において義務化されるオンライン資格確認システムを天下野診療所に整備する費用の財源として、42万9,000円を追加するものでございます。

同款同項4目土木費国庫補助金の補正につきましては、歳出予算において補正をいたします新宿西宮線整備事業費の追加の財源として、401万9,000円を追加するものでございます。

最下段の17款財産収入の補正につきましては、各種基金の預金利子といたしまして、合わせて54万8,000円を追加するものでございます。

13ページをご覧ください。

2段目の18款寄附金の補正につきましては、カーボンニュートラルの推進を目的として、明治安田生命相互会社から受けました寄附金22万3,000円を追加するものでございます。

最下段の19款繰入金の補正につきましては、今回の補正の財源として、財政調整基金から繰入金2億5,450万9,000円を追加するものでございます。

歳入は以上でございます。

14ページをご覧ください。

歳出でございます。

右側説明の欄に光熱水費との記載が3か所ございますが、今般の電力・ガス等の価格高騰を受けまして、本市所有施設の経常的経費の追加を今回の補正において行っております。18ページに至るまで、本庁や消防本部、教育・保育施設、文化施設、スポーツ施設、公園や街路灯に至るまで、本市所有の全ての施設に係る光熱水費の見直しを行いますとともに、水道施設に対しては、光熱水費に充てるための補助金として、各費目の事業費合わせまして1億5,602万3,000円を追加するものでございます。

続きまして、歳出に係る主な事項について説明させていただきます。

恐れ入りますが、14ページにお戻り願います。

1段目の2款1項1目一般管理費445万9,000円、及び2段目の2款2項2目賦課徴収費75万9,000円の補正につきましては、産前産後休暇や療養休暇などを取得する職員の代替として任用する会計年度任用職員報酬等が不足するため追加するものでございます。

恐れ入りますが、1段目の1項総務管理費にお戻りいただき、中ほどの2款1項9目情報通信管理費の補正につきましては、デジタルデバインド対策事業として行っております高齢者へのスマートフォン購入費助成などの支援について、当初の見込みよりも利用者が増加したことに伴い、負担金、補助及び交付金360万円を追加するものでございます。

同款同項15目諸費の補正につきましては、令和3年度生活保護費国庫及び県負担金や新型コ

コロナウイルスワクチン接種事業費補助金等の精算に伴う返還金として、国庫支出金及び県支出金の精算返還金、合わせまして7,403万6,000円を追加するものでございます。

最下段の3款1項7目介護保険費の補正につきましては、介護保険特別会計において、遡って所得更正が行われたことなどにより、過年度分の保険料に還付が必要となりましたことから、繰出金22万8,000円を追加するものでございます。

同款同項8目社会福祉施設費の補正につきましては、議案第95号に関連し、用途廃止を予定している和久町のふれあいほ一むについて、特別養護老人ホーム誠信園との管理委託契約を終了し、委託料を減額するとともに、次のページの1段目にございます来年度本施設を解体するための設計委託費用として、不足する10万5,000円を追加するものでございます。

15ページをご覧ください。

2段目の3款2項4目児童クラブ費の補正につきましては、市内8か所全ての児童クラブについて、現在、パソコン等のデジタル機器が未整備のため、保護者との連絡手段も電話のみであることなどから、通信機能のあるタブレット端末等を整備する費用として、10節事業費から17節備品購入費、合わせまして112万5,000円を追加するものでございます。

3段目の、4款1項1目保健衛生総務費の補正につきましては、天下野診療所におきまして、来年4月から義務化されるオンライン資格確認システムを整備する費用として、14節工事請負費及び17節備品購入費、合わせまして127万3,000円を追加するものでございます。

同款同項6目環境衛生費につきましては、18節負担金、補助及び交付金4,753万6,000円、並びに、次のページをご覧ください、2段目の6款1項1目商工総務費333万9,000円の補正につきましては、水道事業会計、簡易水道事業会計及び工業用水道事業会計における電気料金の追加補正に対する一般会計からの補助金として追加するものでございます。

恐れ入りますが、15ページにお戻りいただき、3段目の4款1項6目環境衛生費のうち、24節積立金の補正につきましては、カーボンニュートラルの推進を目的として、明治安田生命保険相互会社から受けました寄附金22万3,000円に加え、カーボンニュートラル推進基金の預金利子1,000円をカーボンニュートラル推進基金に積み立てるものでございます。

16ページをご覧ください。

1段目の5款1項5目農地費の補正につきましては、電力価格高騰の影響を受けている土地改良区及び市内各地区の水利組合を対象に、本年4月から9月分までの農業水利施設の電気料金高騰分の一部を支援するものでございます。財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたします。

支援内容でございますが、土地改良区につきましては、茨城県が11月に追加補正しました土地改良区省エネルギー化促進事業に、電気料金高騰分の45%に相当する金額を関係する他の地方公共団体と共同で上乗せ支援するものでございます。

また、水利組合につきましては、令和4年度一般会計補正予算（第8号）で追加いたしました高圧電力等利用事業者電気料金支援事業と同様に、電気料金高騰分の50%に相当する金額を支援するものです。

この2つの事業を合わせまして、18節負担金、補助及び交付金306万7,000円を追加するものでございます。

同款同項8目農地利活用対策事業費の補正につきましては、主食用米から飼料用米への転作面積が見込みよりも増加したことなどに伴いまして、交付金407万3,000円を追加するものでございます。

最下段の7款1項1目土木総務費の補正につきましては、県が実施する急傾斜地崩落防止工事の事業拡大に伴いまして、本市負担金として、追加工事費の10%に当たります60万円を追加するものでございます。

17ページをご覧ください。

1段目の7款4項2目街路事業費の補正につきましては、新宿西宮線整備事業における国道293号線と市道0109号線の接続部の工事において、材料費の高騰や県警との協議による安全対策の強化に伴いまして、1,244万1,000円を追加するものでございます。

18ページをご覧ください。

1段目は、款項の記載はございませんが、9款4項幼稚園費でございます。2目の教育振興費の補正につきましては、市外の保育施設等に通園する未就学児が見込みよりも増えたことなどに伴いまして、595万1,000円を追加するものでございます。

最下段の9款6項2目市民体力づくり費の補正につきましては、本市が本年9月に、J2水戸ホーリーホックのホームタウンとなったことを受けまして、今後、サッカー教室の開催や当市のPR大使に活動していただくに当たり、応援看板やタペストリーを作成する費用として29万7,000円を追加するものでございます。

歳出は以上でございます。

恐れ入りますが、7ページにお戻り願います。

7ページでございます。

第2表は継続費補正でございます。

1の追加でございますが、本年度当初予算で計上しております内水対策用排水ポンプ車の購入費用5,500万円につきまして、議案第107号の契約を締結するに当たり、半導体不足や自動車会社の不正検査の影響もあり、発注から納品までに最大で18か月程度の期間を要することが判明しましたことから、令和6年度までの支出期間を定めるものでございます。

8ページをご覧ください。

第3表は債務負担行為補正でございます。

1の追加でございますが、来年4月当初からの業務開始に当たり、今年度中に契約事務を進める必要があります、次のページまでの記載の14件につきまして、それぞれの期間における限度額の範囲内において債務の負担を行うものでございます。

9ページをご覧ください。

2の変更でございますが、令和4年度一般会計当初予算において設定しました小学校や中学校用のコンピューター等の機器借上料について、これらは先生方が学校の校務を行うために借り上



げているものでございますが、その契約期間につきまして、児童や生徒が使用するタブレットの契約期間と統一するため、期間及び限度額を縮小するものでございます。

議案第108号につきましては、以上でございます。

続きまして、24ページをご覧ください。

議案第109号は、令和4年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算(第2号)でございます。

25ページをご覧ください。

第1条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ22万8,000円を追加し、総額を62億1,504万円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、30ページをご覧ください。

歳入でございます。

1段目の7款1項5目その他一般会計繰入金の補正につきましては、歳出予算で補正いたしません第1号被保険者保険料還付金に係る経費の財源として、22万8,000円を追加するものでございます。

31ページをご覧ください。

歳出でございます。

1段目の8款1項1目第1号被保険者保険料還付金における、22節償還金、利子及び割引料に係る補正につきましては、遡って所得更正が行われたことなどにより、過年度の保険料に還付が必要となりましたことから、22万8,000円を補正するものでございます。

補正予算に係る私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○藤田謙二議長 上下水道部長。

〔島山卓也上下水道部長 登壇〕

○島山卓也上下水道部長 提案者に代わりまして、議案第110号から議案第113号までの4件についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、先ほど提案説明がございました議案第109号に引き続き、令和4年第7回常陸太田市議会定例会補正予算書をご覧いただき、32ページをご覧ください。

議案第110号は、令和4年度常陸太田市水道事業会計補正予算(第2号)でございます。

補正予算書の33ページをご覧ください。

第1条は、総則でございます。

第2条は、収益的収入及び支出の補正でございます。

収入につきまして、第1款第2項の営業外収益を3,993万9,000円追加するものでございます。

次に、支出でございますが、第1款第1項の営業費用を3,993万9,000円追加するものでございます。

第3条は、債務負担行為の補正でございます。

表中2段目の水道事業、浄水場等運転管理及び工業計器保守点検業務と、3段目の水道事業、

量水器等検針業務につきまして、来年4月当初からの業務開始に当たり、本年度中に契約事務を進める必要がありますことから、それぞれの限度額の範囲において債務の負担を行うものでございます。

第4条は、他会計からの補助金の補正でございます。

一般会計からの補助金につきまして、1億2,101万9,000円から1億6,095万8,000円に改めるものでございます。

補正内容の詳細につきましては、補正予算明細書によりご説明申し上げます。

恐れ入りますが、44ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の収入でございます。

1款2項2目1節の一般会計補助金の補正でございますが、支出における電気料金の追加補正に対します一般会計からの補助金といたしまして、3,993万9,000円を追加させていただくものでございます。

次に、支出でございますが、1款1項1目の原水及び浄水費と、同款同項2目の配水及び給水費の補正につきましては、燃料費の高騰などによる電気料金の値上げにより、当初見込みました水道施設に係る電気料について不足が生じる見込みとなりましたため、合わせまして3,993万9,000円を追加するものでございます。

なお、34ページから43ページに補正予算の説明書がございますので、恐れ入りますが後ほどご覧おきいただきたいと存じます。

議案第110号は、以上でございます。

続きまして、45ページをご覧ください。

議案第111号は、令和4年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

46ページをご覧ください。

第1条は、総則でございます。

第2条は、収益的収入及び支出の補正でございます。

収入につきまして、第1款第2項の営業外収益を333万9,000円追加するものでございます。

次に、支出でございますが、第1款第1項の営業費用を333万9,000円追加するものでございます。

第3条は、他会計からの補助金の補正でございます。

一般会計からの補助金につきまして、2,800万円から3,133万9,000円に改めるものでございます。

第4条は、債務負担行為の補正でございます。

表中の工業用水道事業、浄水場等運転管理及び工業計器保守点検業務につきまして、来年4月当初からの業務開始に当たり、本年度中に契約事務を進める必要がありますことから、限度額の範囲において債務の負担を行うものでございます。

補正内容の詳細につきましては、補正予算明細書によりご説明申し上げます。

恐れ入りますが、56ページをご覧願います。

収益的収入及び支出の収入でございます。

1款2項2目1節の一般会計補助金の補正でございますが、支出における電気料金の追加補正に対します一般会計からの補助金といたしまして、333万9,000円を追加させていただくものでございます。

次に、支出でございますが、1款1項1目の原水及び浄水費と、同款同項2目の配水及び給水費の補正につきましては、燃料費の高騰などによる電気料金の値上げにより、当初見込みました工業用水道施設に係る電気料につきまして不足が生じる見込みとなりましたため、合わせまして333万9,000円を追加するものでございます。

なお、47ページから55ページに補正予算の説明書がございますので、恐れ入りますが後ほどご覧おきいただきたいと思います。と存じます。

議案第111号は以上でございます。

続きまして、57ページをご覧願います。

議案第112号は、令和4年度常陸太田市簡易水道事業会計補正予算(第2号)でございます。

58ページをご覧願います。

第1条は、総則でございます。

第2条は、収益的収入及び支出の補正でございます。

収入につきまして、第1款第2項の営業外収益を759万7,000円追加するものでございます。

次に、支出でございますが、第1款第1項の営業費用を759万7,000円追加するものでございます。

第3条は、資本的収入及び支出の補正ございまして、補填財源等について、ご覧のとおり補正をするものでございます。

第4条は、他会計からの補助金の補正でございます。

一般会計からの補助金につきまして、1億7,735万1,000円から1億8,494万8,000円に改めるものでございます。

第5条は、債務負担行為の補正でございます。

表中1段目の簡易水道事業、浄水場等運転管理費及び工業計器保守点検業務と、2段目の簡易水道事業、量水器等検針業務につきまして、来年4月当初からの業務開始に当たり、本年度中に契約事務を進める必要がありますことから、それぞれの限度額の範囲において債務の負担を行うものでございます。

補正内容の詳細につきましては、補正予算明細書によりご説明申し上げます。

恐れ入りますが、68ページをご覧願います。

収益的収入及び支出の収入でございます。

1款2項2目1節の一般会計補助金の補正でございますが、支出における電気料金の追加補正

に対します一般会計からの補助金といたしまして、759万7,000円を追加させていただくものでございます。

次に、支出でございますが、1款1項1目の原水及び浄水費と、同款同項2目の配水及び給水費の補正につきましては、燃料費の高騰などによる電気料金の値上げにより、当初見込みました簡易水道施設に係る電気料金につきまして不足が生じる見込みとなりましたため、合わせまして759万7,000円を追加するものでございます。

なお、59ページから67ページに補正予算の説明書がございますので、恐れ入りますが後ほどご覧おきいただきたいと存じます。

議案第112号は以上でございます。

続きまして、69ページをご覧ください。

議案第113号は、令和4年度常陸太田市下水道事業等会計補正予算(第3号)でございます。

70ページをご覧ください。

第1条は、総則でございます。

第2条は、業務の予定量の補正でございますが、(3)の主要な建設改良事業につきまして、623万9,000円を追加するものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の補正でございます。

収入につきまして、第1款第2項の営業外収益を33万円追加するものでございます。

次に、支出でございますが、第1款第1項の営業費用を1,399万1,000円、同款第2項の営業外費用を1,114万円追加するものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出の補正でございます。

補填財源等につきましては、ご覧のとおりでございます。支出の第1款第1項建設改良費を623万9,000円追加するものでございます。

補正内容の詳細につきましては、補正予算明細書によりご説明申し上げます。

恐れ入りますが、80ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の収入でございます。

1款2項4目の長期前受金戻入れの補正につきましては、資本的支出で補正いたします農業集落排水施設の機械設備更新工事に伴い、既存の機械設備を除却いたしますため、取得時の財源でありました県補助金及び一般会計補助金を除却に合わせまして収益化するもので、合わせまして33万円を追加するものでございます。

次に、81ページをご覧ください。

支出でございますが、1款1項1目の管渠費及び同款同項2目の処理場費の補正につきましては、燃料費の高騰などによる電気料金の値上げにより、当初見込みました下水道施設に係る電気料につきまして不足が生じる見込みとなりましたため、管渠費につきましては329万7,000円、処理場費は1,022万3,000円を追加するものでございます。

次に、同款同項6目1節の固定資産除却費の補正につきましては、資本的支出で補正いたします農業集落排水施設の機械設備更新工事に伴い、既存の機械設備を除却いたしますため、47万

1,000円を追加するものでございます。

次に、1款2項2目1節のその他雑支出の補正につきましては、令和3年度からの繰越事業として実施をしております東部土地区画整理事業に伴う雨水幹線整備工事に対します国庫補助金に係る消費税相当額を費用化いたしますため、1,114万円を追加するものでございます。

82ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の支出でございますが、1款1項2目下水道改良費の補正につきましては、令和5年度に里美白幡台団地の汚水処理施設を廃止し、農業集落排水事業の里美中部地区処理場に施設統合するために必要となります処理場の水位計など機械設備更新の設計委託料と工事費、合わせまして623万9,000円を追加するものでございます。

なお、議案書の71ページから79ページに補正予算の説明書がございますので、恐れ入りますが後ほどご覧おきいただきたいと思います。

議案第110号から議案第113号について、私からの説明は以上でございます。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○藤田謙二議長 説明は終わりました。

○藤田謙二議長 以上で本日の議事は議了いたしました。

次回は12月5日定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時15分散会